

韓国近海漁業における新漁業秩序の形成と漁業管理

片岡千賀之, 西田 明梨^{*1}, 金 大永^{*2}

The Formation of New Fisheries Regime and Fisheries Management Policy in Korean Off-shore Fishery

Chikashi KATAOKA, Akari NISHIDA^{*1} and Dae-Young KIM^{*2}

Since the late 1990's, the exclusive economic zone (EEZ) which divides marine and it's resources of every coastal country has been introduced to Korea, China and Japan. However, this new fisheries regime is irregular because of a settlement of specific zone without any restriction from the opposite countries for the purpose of absorbing a shock of the more powerful fisheries countries.

On the other hand, for it's fisheries management Korea has adopted two programs: a fishing vessels reduction and a total allowable catch (TAC) system. The vessel reduction program has a favorable result. However, TAC system remains a testing stage because of irregularity of EEZ regime.

Key Words: 新漁業秩序 new fisheries regime, 韓国の漁業管理 Korean fisheries management policy, 韓国の近海漁業 Korean off-shore fisheries

はじめに

1990年代後半以降, 韓国, 中国, 日本との間でそれぞれ2国間漁業協定が結ばれ, 操業水域, 相互入漁をめぐる交渉が毎年, 行われている。一方, 自国周辺水域での漁業管理(資源管理や休漁, 減船など)が進められている。本稿は, 韓国における新漁業秩序の形成と漁業再編, 及び漁業管理について整理したものである。

韓中日の漁業関係や各国の漁業管理についてはいくらかの論考があり, たいていは自国漁業に限定している。内容的には1990年代半ばまでを対象としていてその後動き出す新漁業秩序や漁業管理の実態に触れていなかったり, 国際関係を抜きにして漁業再編, 漁業管理を論ずるといった問題がある。3カ国間の漁業秩序と漁業管理の総体を考察する前段作業として, 別稿の「中国における新漁業秩序の形成と漁業管理」と同様, 韓国サイドからみた新漁業秩序の形成と漁業管理の現状と課題を明らかにしておきたい¹⁾。

本論では, 韓国漁業のうちでも近海漁業(沖合漁業に相当する)を対象として, 最初に, (1) 近海漁業の制度と漁業動向を概観する。次いで, (2) 主要な近海漁業である大型まき網, 大型機船底曳網2艘曳き, 大型トロールの経営動向を分析する。漁業動向や漁業政策が漁業経営にどのように反映しているのかをみるためである。(3) 韓国と日本, 中国との漁

業協定の締結とEEZ(排他的経済水域)への相互入漁の経過と特徴, 漁業協定の影響を明らかにする。漁業協定で設定された暫定措置水域, 過渡水域の利用・管理についても検討する。(4) 韓国の漁業管理としては, まずTAC(漁獲可能量)制度の展開を要約し, その役割と課題を明らかにする。(5) 資源の状況や漁業協定の締結に基づく漁業再編の過程を減船事業の分析を通して明らかにする。最後に, (6) 全体にわたる簡単な要約を行なう。

1. 近海漁業の許可制度と漁業動向

韓国の漁業は遠洋漁業, 近海漁業, 沿岸漁業(区画漁業を含む)の3種類に大別されている。そのうち近海漁業は, 総トン数8トン以上の動力漁船, あるいは資源保護と漁業調整のために特に必要と認められる8トン未満の動力漁船を使用する漁業であって, 海洋水産部長官の許可漁業となっている²⁾。近海漁業の種類は, 近海まき網, 大型機船底曳網, 中型機船底曳網, 近海トロール, 近海釣り, 機船船曳網, 近海刺網, 近海あんこう網, 近海棒受網, 近海カゴ, 近海延縄, 近海桁網, 潜水器漁業の13種類であり, 地区や業態によって細分すると23業種になる(表1)。このうち, 近海桁網や潜水器漁業は沿岸域で操業したり, 規模も小さいので本来なら沿岸漁業の範疇に入るが, 資源保護と漁業調整のため近海漁業に含めている。また, 遠洋漁業とは操業海域で区別してい

*1 長崎大学大学院生産科学研究科 Graduate School of Science and Technology, Nagasaki University

*2 韓国・釜慶大学校水産科学研究所 Institute of Fisheries Science, Pukyong University, Republic of Korea

表 1. 近海漁業の種類, 漁船規模, 許可定数, 及び許可件数

種類	漁業の名称	漁船規模	許可定数	2001年 許可件数
近海まき網	大型まき網 小型まき網	50-130 トン 8-20 トン	35	220 91
大型機船底曳網	1 艘曳き 2 艘曳き	60-140 トン "	80 180	202 55
中型機船底曳網	東海区 西南海区	20-60 トン "	42 65	6 95
近海トロール	東海区トロール 大型トロール	20-60 トン 70-140 トン	43 60	36 63
機船船曳網	機船権現網	40 トン未満	150	560
近海釣り	イカ釣り、一本釣り	8-90 トン		751
近海刺網	近海流網、固定刺網	8-70 トン	2,200	857
近海あんこう網		8-90 トン	850	612
近海棒受網	近海棒受網、他	8-70 トン		7
近海カゴ	近海アナゴカゴ、他	8-70 トン	300	373
近海延縄		8-70 トン		964
近海桁網	貝桁網	20 トン未満	540	83
潜水器		8 トン未満	249	203

資料: 海洋水産部 (韓国)

注: 機船船曳網、近海桁網、潜水器漁業の許可定数と許可件数は地区別に行われている。

近海カゴの許可定数は近海アナゴカゴのもの、許可件数は近海カゴ全体である。

る。近海漁業は、東シナ海、黄海、日本海 (韓国では順に南海、西海、東海と呼ぶ。漁業名称の場合はそのまま表記する。) の沖合で操業する漁業であり、中国や日本との漁業協定に直接関係する漁業である。

近海漁業13種類・23業種のうちの10種類・13業種については水産資源保護令で許可定数が定められている (沿岸漁業の一部にも許可定数制がある)。許可定数は、1982年に韓国周辺海域の資源状況に見合った適正漁船隻数を示したものが、遠洋漁船が外国の200カイリ水域から排除されて近海に戻ってくるのを防止するという意図があった。とくに近海漁船については、遠洋漁船の近海回帰を認めないかわりに過剰漁船の廃船が予定された。沿岸漁業は知事許可であることもあって許可件数が増えるが、国の減船事業がスタートした1994年前後から、新規許可の発行が停止されている (近海漁業は1992年から、沿岸漁業は2000年から)。国の減船事業は後述するように、漁船隻数を許可定数にまで下げることを1つの目標にしている。

その後、許可件数は減少し、すべての近海漁業は許可定数を下回っている。許可定数は船団操業の場合は統数で示しているのに、許可件数は隻数で示していて比較しにくい (例えば、大型まき網は運搬船、灯船を含めて5隻で構成するのが標準なので、2001年の許可件数220隻は44統になる) し、許可件数がすべて稼働しているとは限らない。許可定数を超え

ている場合でも、大型まき網は減船事業が進行中で、2001年の末には35統になっている。機船船曳網の許可件数は運搬船を含むので、統数からすると定数を下回っているし、近海カゴも定数のある近海アナゴカゴ (その他のカゴは許可定数がない) の許可件数は定数を大幅に下回っている。許可件数が許可定数を下回るようになったのは、1990年代後半以降のことである。

操業上の規制は、水産資源保護令と水産業法施行規則によって規定されていて、沿岸産卵場での操業禁止、使用禁止漁具、網目制限、禁漁区及び期間、魚種別の捕獲禁止期間、魚種別捕獲禁止体長、ズワイガニのメスの捕獲禁止、漁業毎の操業水域などが定められている。漁場規制については、例えば大型トロールは東経128度以東での操業が禁止されている。

漁船トン数の制限は1986年から実施されているが、沿岸漁船については制限がない。近海漁船は1990年の330千トンが2001年には232千トンへと30%減少している (主に減船事業による)。馬力制限は近海漁業では中型機船底曳網と機船船曳網以外にはなく、馬力の増強が進んで、それが乱獲や経費過多体質の要因となっている。なお、漁具の規模制限は、近海漁業では潜水器、機船船曳網などを除くとなく、例えば近海カゴは1隻で1,000~12,000個、近海刺網は30~110kmを使用している。

1980年以降の沿岸漁業と近海漁業の許可件数と漁獲量の推

移をみると (表2), 沿岸漁業の許可件数が急増し, 漁獲量は漸増傾向であるのに対し, 近海漁業の許可件数は1990年代後半以降大幅に減少し, 漁獲量も大きく落ち込んでいる。1995年から2001年の6年間で, 許可件数は28%, 漁獲量は18%の減少をみた。

表2. 沿岸漁業の許可件数と漁獲量の推移

		1980年	1990年	1995年	2001年
沿岸漁業	許可件数	27,947	47,087	64,649	93,522
	漁獲量 千トン	361	390	390	403
近海漁業	許可件数	7,309	7,837	7,742	5,591
	漁獲量 千トン	1,011	1,152	1,035	849

注: 沿岸漁業の漁獲量には養殖生産量を含まない。

2. 近海漁業の経営動向

一大型まき網, 大型機船底曳網2艘曳き, 大型トロールー近海漁業の代表的業種である大型まき網, 大型機船底曳網2艘曳き, 大型トロールの漁業及び経営動向をみておこう。

1) 許可隻数と漁船規模の推移 (表3)

大型まき網の許可件数は, 1990年代半ばまでは47・48統で安定していたが, その後の減船事業で, 現在35統にまで減少して許可定数と一致している。1980年から自主減船を始め, 1986年から減船基金を造成 (水揚げ高の1,000分1を積み立て) し, 残存者負担分に当てている。

大型まき網の漁船トン数は1980年は100トン程度であったが, 1980年代に大型化し, 1990年代に入ると135トン前後で推移している。馬力数は1980年は約600馬力であったが, その後, 増加を続け, 現在, 約1,100馬力となっている。

大型機船底曳網2艘曳きの許可件数は減少傾向にあって許可定数に近づいていたが, 1990年代後半に一挙に許可定数の半数以下となった。中国漁船や韓国他漁業との漁獲競争が激化し, 資源状況が悪化して, 減船事業による整理が進んだのである。漁船トン数は20年来ほとんど変化しておらず, 110トンである。馬力数は1980年は約400馬力であったが, 1990年代に急激に増加して, 現在は約850馬力となっている。

主に漁場の遠隔化, 魚群探索範囲の拡大を目的にした機動力強化が原因である。

大型トロールの許可隻数は1980年代半ばにピークを迎え, その後, 安定していたが, 1990年代後半に減船事業で減少し, 許可定数を下回るようになった。漁船トン数は20年間でいくらか増加して現在135トンとなっている。馬力数は1980年の450馬力が1990年代に入って急増して, 現在, 約1,370馬力となっている。これはウマズラハギからスルメイカに対象魚種が転換したことで操業が日帰り操業に変わったためである。

このように許可件数がいずれも減少し, 特に1990年代後半の減船事業で大幅に減少して, 大型まき網と大型トロールは許可定数と一致するまでになり, 大型機船底曳網2艘曳きで許可定数の半分以上となった。しかし, 漁船は1990年代後半に高馬力化しており, 漁獲能力の総計はそれほど低下していないと思われる。つまり, 最近の適正許可件数に関する業界の回答は, 大型まき網は20統, 大型機船底曳網2艘曳きは40隻, 大型トロールは30隻程度としており, 減船事業の「予備軍」が相当数いると認識されている。適正隻数, あるいは許可定数は, 漁船の規模や能力によって変わってくるが, 資源の減少, 漁業協定締結による漁場縮小で, 過剰感が強まっているといえる。

1隻 (統) あたりの漁獲量を計算すると, 以前に比べて2001年に飛躍している。大型まき網は資源の変動による影響が大きい, 他の2漁業では馬力増強による漁獲能力のアップと減船は漁獲能率の低いところから行われるので, 残存者の平均値の上昇が効いているのであろう。

2) 魚種構成の推移

大型まき網は, 南部海域でサバ, アジ, イワシなどの青物を漁獲する。漁獲量は1990年代後半に急落しているが, これは船団数の減少によるというよりも資源変動に伴うものであるとみられる。東シナ海・黄海で操業する日本の大中型まき網の漁獲量も1990年代後半に大きく減少しているからである。1970年代まではサバが8~9割を占めていたが, 1980年代はウマズラハギが増加してサバの割合が低下した。資源が急増したウマズラハギをめぐって, 大型トロール, 大型まき網, 近海あんこう網の間で漁獲競争が起こった。

しかし, 1990年代になるとウマズラハギが激減し, 再びサバの割合が7割程度を占めるようになった。アジの割合は数

表3. 主要近海漁業の許可隻数と漁獲量の推移

漁獲量: 千トン

		1980	1985	1990	1995	2001	船籍地 (2001年)
大型まき網	許可統数	51	48	48	47	35	釜山 35
	漁獲量	230	311	362	232	218	
大型機船底曳網 2艘曳き	許可隻数	216	185	190	190	86	釜山 68、仁川 18
	漁獲量	124	111	111	114	88	
大型トロール	許可隻数	88	90	87	87	59	釜山 57、慶南 2
	漁獲量	57	166	166	100	135	

資料: 水協中央会「漁業経営調査報告」(各年度)、海洋水産部

%と低く、イワシは1980年代は25~30%あったが、1990年代は10%以下になった。

大型機船底曳網2艘曳きの漁獲量は1990年代後半に減少するが、その程度は許可隻数の減少ほどではない。ただ、底魚資源の減少で魚種構成の悪化が著しい。主要対象魚はタチウオとグチ類であり、両者が全体に占める割合は量で20~35%、金額で26~63%である。東シナ海のタチウオをめぐる、近海あんこう網との間で熾烈な漁獲競争が生じた。グチ類のうちキグチは単価が高く、その漁獲量によって金額が大きく変動する。1980年代後半からキグチの漁獲が減少し、代わって低価格のカンダリ（グチ類の一種）の漁獲が増加している。

大型トロールが本格化したのは、1980年代半ばにウマズラハギを漁獲するようになってからで、1990年代にウマズラハギが激減すると資源が増加していた日本海のスルメイカを対象を移した。操業区域が東経128度以西に限定されているので、操業区域の規制解除を政府に要求しているが、東海岸の漁民の反発にあっている。近年の大型トロールのイカ依存度は7割余（量、金額）と非常に高く、イカ漁業と化している。近海釣り（イカ釣り）で集魚したイカを買い取って漁獲することが多く、近海釣りとは共存面もあるが、イカをめぐる近海釣り、沿岸釣り、大型まき網との競争が激化している。

3) 漁業経営の推移 (表4)

大型まき網の漁業収入は1980~2000年の20年間で6.2倍となった。漁獲量は約2.8倍だったので、魚価が約2.2倍になった計算になるが、それでも一般物価の上昇率より低い。漁業収入以上に漁業費用が増加し、漁業利益率は1990年代に大き

く低下した。漁業費用のうちで、燃油費は油価の低下で減少したが（1999年は通貨切り上げで高騰）、他の経費、とくに労賃が大きく増加した。漁船の船齢は、1980年代は好況と漁船近代化のための新造船の増加、日本からの中古船の導入などで低くなったが、1990年代は代船建造が行われず高まっている。乗組員は20年間で98人から73人へと減少したが、省力化は限界に達している。

大型機船底曳網2艘曳きの漁業収入は20年間で6.0倍となった。漁獲量の増加は2.1倍だったので、魚価は2.9倍となった。それでも一般物価より上昇率は低い。漁業利益率は概して安定している。賃金の上昇率が低く、漁船の船齢が急速に高まったのに修繕費の比率が低く抑えられている。修繕費が低いのは韓日、韓中漁業協定や減船事業の様子をみて、投資を抑制しているからである。船齢は年々高まり、1990年代は20年を越えている。乗組員は23~25人で変わっていない。

大型トロールの漁業収入は1985年以降の15年間で6.0倍と急膨張した。ウマズラハギにかわってイカの漁獲に転換したこと、漁獲量の増加というより魚価の上昇によるところが大きい。漁業費用は、魚種転換によって漁場が近くなり、日帰り操業となって燃油費の割合が低下している（ただし、1999年は上昇）。労賃は乗組員が増えたこともあって大幅に増加したが、漁業収入の増加が顕著で、大型まき網や大型機船底曳網2艘曳きより漁業収入に占める比率は低い。修繕費は1990年代初めにイカへの魚種転換とともに漁船建造が行われたことで船齢が新しいこと、漁業協定や減船事業の様子見て低い。乗組員は、漁船の大型化、高馬力化、魚種転換、操業形態の変化により12人から17人に増加した。

表4. 近海3業種の漁業収入、漁業費用、漁業利益の推移 収入比: %

			1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
大型まき網	漁業収入	百万ウォン	953	2,230	2,317	4,096	5,867
	賃金	収入比	20	18	39	32	28
	費用計	〃	92	82	108	100	92
	漁業利益	〃	8	18	-8	0	8
	船齢	年	18	14	16	17	16
大型機船底2艘曳き	従事者数	人	98	87	89	80	89
	1人賃金	千ウォン	1,948	4,496	7,801	16,087	18,584
	漁業収入	百万ウォン	303	461	787	1,178	1,805
大型トロール	賃金	収入比	20	14	23	26	24
	費用計	〃	92	85	85	92	92
	漁業利益	〃	8	15	15	8	8
	船齢	年	13	17	23	26	21
	従事者数	人	25	25	25	22	25
大型トロール	1人賃金	千ウォン	2,413	2,538	7,328	7,328	17,011
	漁業収入	百万ウォン	-	317	525	1,513	1,908
	賃金	収入比	-	16	18	19	22
	費用計	〃	-	82	79	67	92
	漁業利益	〃	-	18	21	33	8
大型トロール	船齢	年	-	20	26	4	9
	従事者数	人	-	12	13	15	17
	1人賃金	千ウォン	-	4,178	7,326	19,429	25,081

資料: 水協中央会「漁業経営調査報告」(各年度)

1人あたりの漁業賃金は、1980年代は大型まき網が好況で最も高かったが、1990年代は大型トロールがイカに魚種転換してから急上昇して一番高くなった。大型機船底曳網2艘曳きの賃金は、1980年代初頭を除き最も低い。1人あたりの賃金の高低は、各漁業の収益性や盛衰を反映している。

漁業協定が漁業経営にどのように影響したのかを検証するのは難しい。日本との漁業協定は1999年に発効し、上記の漁業も影響を受けているはずだが、一方で減船事業が進行中であり、他方で資源や価格体系が変動していて、漁業協定の影響だけを抽出することはできない。また、1999年からTAC制度が導入されたが、試験的運用であり、漁業経営へ影響は現れていない。

3. 日本、中国との漁業協定の締結及び入漁³⁾

1) 日本との漁業協定及び入漁

(1) 韓日新漁業協定の締結と発効

韓日の間では12カイリ漁業水域を前提とした韓日漁業協定

があったが、1970年代末から韓国の漁業が急成長して、5次にわたる相互自主規制措置がとられた。1996年に両国が国連海洋法条約を批准したことから、漁業協定の改定交渉が始まったが、領土問題、暫定措置水域の設定、相互入漁をめぐる対立し、日本が漁業協定の終了通告をするに至った。終了通告が有効となる前の1998年11月に新漁業協定が締結された。

そこでは、双方がEEZを設定する。EEZの境界が画定するまでの間は北部大陸棚境界線を漁業境界線とする(以下、図1参照)。日本海と東シナ海に暫定措置水域を設定し、そこは旗国主義に基づく共同利用水域とする。両国はEEZ内への相互入漁を行う、とした。

暫定措置水域についていうと、韓国では韓日の暫定措置水域を中間水域と呼び、暫定措置水域というより、公海としての性格、恒久的な性格を強調している。中国の間では暫定措置水域という用語を用いており、自国の漁業が相手国より強ければ自由な操業につながる中間水域を、弱ければEEZ画定までの暫定措置であることを強調するなど、韓国の漁業は

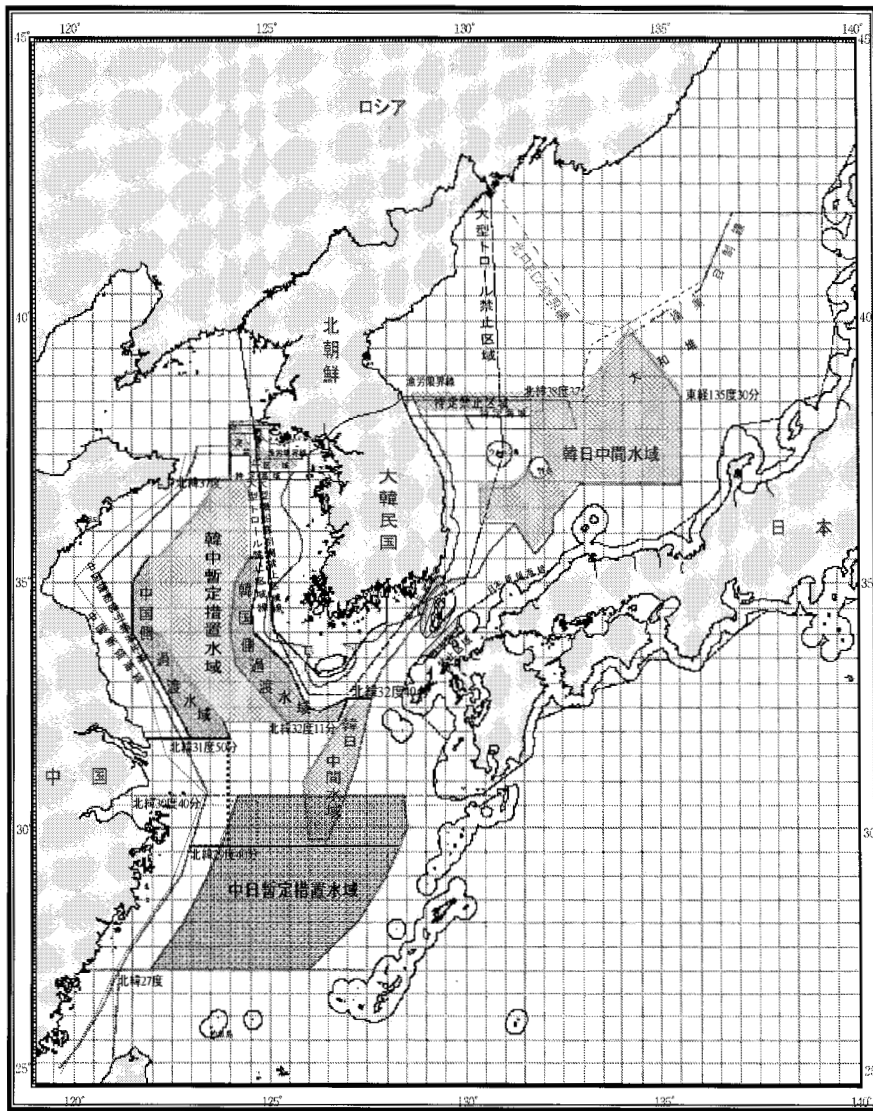


図1. 韓中日漁業協定水域図

日本と中国との中間的な位置にあって漁業交渉では二面作戦をとっている。

日本海の暫定措置水域は領土問題をかかえる竹島（韓国名独島）周辺だけではなく、スルメイカの好漁場である大和堆にまで広がり、日本が1977年に200カイリ漁業水域を宣言した東経135度以東にまで食い込んでいる。暫定措置水域の設定には、領土問題だけでなく、伝統的漁業権への配慮（漁業実績の確保）という要因が強く働いていることを示している。また、東シナ海の暫定措置水域の範囲は両国で食い違い、韓国は日本が図示したものより広くとっている（日中の暫定措置水域にまで広げている）。

1999年1月に新協定は発効したが、相互入漁の条件をめぐる合意ができず、実際の相互入漁は2月までずれ込んだ。相互入漁の要点は以下の2点である。双方の漁獲割当量は3年間で等量とする。これは韓国の漁獲実績22万トンと日本の漁獲実績9万トンにまで削減することを意味している。資源の減少が著しく、日本のTAC対象魚でもあるスケトウダラは2年目から、ズワイガニは3年目から韓国への割当量をゼロとする。直前になって相互入漁の開始が延期となったのは、韓国漁船へのズワイガニの割当量は決まったが、日本側が資源の破壊を招きやすい底刺網とカゴ漁法の禁止を主張したためである。

(2) 韓日のEEZ入漁（表5）

当初、韓国漁船への割当てが14.9万トンで日本漁船への割当てが9.3万トンの1.6倍あった。その後、韓国漁船への割当てが大幅に削減されて4年目の2002年には隻数1,395隻、漁獲

割当量89,773トンで日本漁船への割当てと等量になった。この間、韓国漁船のうちスケトウダラやズワイガニを漁獲する漁業、日本の沿岸・沖合漁業と競合したり、操業の支障となる北海道トロールやアナゴカゴなどへの割当てがなくなった。主な入漁船は大型まき網、大型トロール・大型機船底曳網（1艘曳き、2艘曳き）、イカ釣り、サンマ棒受網などであるが、削減率が高いのは底魚を対象とする大型トロール・大型機船底曳網と「北方四島」の領土問題がからむサンマ棒受網である。

一方、日本漁船への割当量も2002年から徐々に減少し始めた。これは割当量が削減されたというより、入漁希望者がいかなかったり、少なくなって割当量が減少したものである。主要漁業は大中小型まき網、以西底曳網、イカ釣りである。

漁獲割当てに対する漁獲実績は、漁業種類や年次によって異なるが、全般的にいうと日本漁船の方が低い。韓国漁船の方が高いといっても漁獲割当量の2～3割という実績である。漁獲割当量の過半数を占める大規模まき網の漁獲実績は韓日ともに10～30%の範囲にある。

相互入漁は2003年はさらに縮小して8万トンとなった。韓国漁船のうち資源の減少が著しい底曳網類や操業上のトラブルがある延縄への割当てが削減された（日本は自然減）。今後、2005年からは漁業種類別割当てに加えて魚種別割当てを導入して魚種別管理との整合性を高めること、漁獲割当量は2007年には6万トンにまで縮小することが決まっている。

なお、暫定措置水域における共同管理は、一部の魚種を除いて進展していない。

表5. 韓国と日本及び中国との入漁割当てと入漁実績量の推移

			1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
韓日関係	韓国への割当て	隻	1,704	1,664	1,464	1,395	1,232
		トン	149,218	130,197	109,773	89,773	80,000
		漁獲実績	隻	674	863	952	992
		トン	27,335	31,422	23,839	28,879	
	日本への割当て	隻	1,601	1,601	1,459	1,395	1,232
		トン	93,773	93,773	93,773	89,773	80,000
漁獲実績		隻	517	535	479	354	
	トン	22,117	7,293	16,193	19,669		
韓中関係	韓国への割当て	隻	—	—	—	1,402	1,402
		トン	—	—	—	90,000	60,000
		漁獲実績	隻	—	—	—	403
		トン	—	—	—	3,993	
	中国側過渡水域許可	隻	—	—	—	既存	427
	中国への割当て	隻	—	—	—	2,796	2,531
トン		—	—	—	64,400	93,000	
漁獲実績		隻	—	—	—	939	
	トン	—	—	—	45,837		
韓国側過渡水域許可	隻				2,704	1,802	

注1：韓日の入漁は1999年3月から、韓中は2001年6月30日から。韓中の初年度は2001年7月～2002年12月の1年6ヶ月。

2：入漁船隻数には運搬船を含まない。韓中の相手側過渡水域への入漁隻数はEEZ入漁船を除いた隻数。

資料：海洋水産部

2) 中国との漁業協定及び入漁

(1) 韓中漁業協定の締結と発効

韓国は1970年代末からの漁業発展で中国周辺水域に出漁するようになったが、中国による拿捕もあって、中国と日本との間で結ばれた漁業協定(1975年)に準じた自主規制措置をとった。1992年8月に国交が回復し、漁業協定を結ぶ必要性が高まった。この頃には中国の漁業も著しく発展し、韓国周辺水域での操業も増え、トラブルが多発していた。例えば、中国漁船の韓国領海侵犯は1990年は70隻であったが、1996年には1,063隻となり、韓国領海での緊急避難は1993年の6,556隻が1997年には18,782隻となって、ともに1990年代に急増している。

両国は1993年末から漁業交渉を始めたが、進展をみせなかった。当初、中国は領海12カイリ以遠をすべて共同利用水域にすることを主張したほどである。1996年に両国が国連海洋法条約を批准すると、交渉は新たな段階に入り、両国はEEZの他に暫定措置水域を設定することで合意したものの、中国はその範囲を広くとろうとし、韓国は狭くしてEEZを広くしようとした。結局、暫定措置水域の他に過渡水域を設けることで合意し、1998年11月に仮署名した。交渉開始から5年の年月がかかっている。

漁業協定の内容は、両国はEEZを設定する。そこでは相互入漁を行うが、相互入漁は等量とする。漁獲実績は中国の方が高いので、中国側を削減することになる。EEZの境界画定は継続協議とし、黄海に暫定措置水域及び暫定措置水域を挟んで両側に過渡水域を設定する(前掲図1)。過渡水域は協定発効4年後に双方のEEZに編入する。過渡水域を設けることで、200カイリ規制の影響をさらに緩和することにしたのである。EEZへの相互入漁、暫定措置水域と過渡水域における資源保護及び共同規制について協議する。

漁業協定の正式署名は長江(揚子江)河口域での操業をめぐって対立したことから2000年8月まで延びた。漁業協定では、協定水域は北緯37度を北限、北緯31度50分(中国側)と北緯32度11分(韓国側)を南限とし、それ以北(黄海の5島)は中国の、それ以南(長江河口水域)は韓国の現行操業維持水域として、相手国の法令を尊重するとした。中国は、1999年3月に長江河口域の資源保護規則を作って、自国漁民に対してと同様、韓国漁船の操業を禁止しようとしたことが発端となった。最終的には、協定発効後1年目は現行操業を維持する。2年目には操業隻数を現行650隻を基準として、底曳網とあんこう網は50%、その他業種は30%削減する。この2年間は中国の夏季休漁(6月16日~9月16日の3ヶ月)を遵守する。3年目から韓国漁船の操業を中止する。ただし、資源が回復し、中国漁船の操業を認めたら韓国漁船に対しても同様の措置をとる、として正式署名に至った。

韓中の暫定措置水域、過渡水域、現行操業水域について説明しておく。

暫定措置水域は漁業共同委員会の決定により両国が資源保護のため操業隻数制限などの共同管理を行い、取締りは旗国主義による。

過渡水域は、協定発効後、4年間は共同で管理し、その

後、両国のEEZに帰属する。共同の資源管理措置をとり、取締りは旗国主義とするが、暫定措置水域に比べ、過渡水域では漁業の調整、縮小を義務とし、共同の指導・取締りを強化する。漁業共同委員会が決定する操業条件を遵守しているか確認するため共同監視・監督を行う、相手国側過渡水域に出漁する漁船名簿を交換する。

現行操業維持水域は、北緯37度以北は中国は韓国の漁業法令を遵守する。その北端は当然、北方限界線であるとみられる。南端限界線については、中国は中日漁業協定の北緯30度40分までを主張、韓国は中日漁業協定には拘束されないと主張し、北緯29度40分とすることで合意した(前述したように、韓国の主張する韓日の暫定措置水域が中日の暫定措置水域とオーバーラップした)。北緯30度35分以南及び東経124度45分以西では韓国漁船も夏季休漁を自主的に実施する。

正式署名後においても、入漁交渉が紛糾して、最終的な発効は2001年6月末となった。

(2) 韓中のEEZ入漁(表5)

相互入漁について、中国は当初、実績確保として12,192隻、440,758トンを要求し、後には韓国側の5倍以上にあたる8,035隻、318,100トンを主張した。また、中国は当初、等量の時期を明記することに反対したが、後、協定発効5年後を主張した。最終合意では、相互入漁の格差は2倍以内となったし、等量の時期は協定発効後3年6ヶ月後の2005年からとなった。

入漁取決めが発効したのは2001年6月末であったので、当初は1年半の割当て期間となった。韓国漁船への割当て9万トンに対し、中国漁船への割当ては164,400トンで、格差は1.83倍であった。中国の当初要求からすれば3分の1に下がったが、これは漁業交渉の過程で暫定措置水域、次いで過渡水域が設定され、漁獲割当量の対象外となったことが大きく影響している。それにしても韓国EEZでの漁獲実績が20万トンと推計されていたので、削減されたことは確かである。2003年は韓国漁船への割当ては前年と同一(1年半分を1年分にした水準)であるが、中国側は削減されて格差が縮小している。

韓国漁船の入漁は釣り類が最も多く、次いでカゴ類、底曳網類、まき網が続く。あんこう網に対する割当てもある(主に黄海で操業するので、韓日漁業協定の影響はない)。総割当量は同じだが、釣り類、まき網、刺網類への割当てが増えたのに対し、カゴ類、底曳網類、あんこう網といった底魚資源に対する割当ては削減されている。長江河口域での操業規制が働いた結果である。

中国漁船の入漁は曳網類が過半数を占めるが、その他にまき網、流し網、釣りがあ。どの漁業種類もほぼ同じ割合で削減されている。

入漁による漁獲実績は韓国漁船はどの漁業種類をとっても非常に低いのにに対し、中国漁船の入漁はいずれの漁業も3割前後である。

なお、相手国側の過渡水域への入漁許可隻数(EEZ入漁許可隻数以外の隻数で、EEZ入漁許可漁船は相手国側の過渡水域にも入漁できる)は、中国漁船の方がはるかに多いが、

2003年には大幅に削減されて均衡に向けて動き始めている。韓国漁船の中国側過渡水域への入漁許可隻数はEEZ入漁許可隻数を除くと少ない。

3) 韓中日の新漁業秩序

韓国の漁業は中国に圧倒され、日本に対しては優位にある。2国間の漁業交渉において、漁業が優勢な国は自国の漁業をより規制することになる漁業協定の締結は望まないし、その時期を遅らせたいと考え、暫定措置水域や過渡水域といった旗国主義に基づく共同利用水域を広くとることが有利であり、共同管理には消極的な態度をとる。EEZの相互入漁に当たってはこれまでの実績を確保することを目標とする。韓国は日本に対してはそうした態度をとったし、反対に中国からは頑強に抵抗され、譲歩を迫られている。

共同利用水域としての暫定措置水域と過渡水域の設定は200カイリ規制の緩和策であるが、過渡水域(韓中)は協定発効4年後の2005年に双方のEEZに編入される。4年間という期限付きは文字通り過渡的といえるが、暫定措置水域は領土問題、大陸棚境界画定問題がからみ、短期的に解消できない。

相互入漁は協定発効数年内に等量となった。漁業優勢国への割当量が大幅に削減されて、相手国と等量とし、その後は次第に縮小均衡に向かっている。漁獲割当てに対する漁獲実績は低調であることが多い。そのため、漁獲割当量の削減によって蒙る実害は意外と小さい。その背景には、200カイリ体制に合わせて韓国と中国が減船事業を進めたり、韓国や日本の沖合漁業が衰退・縮小していることがあげられる。

入漁手続き・入漁に伴う各種義務が煩雑で、負担になること、入漁条件をクリアできないことから入漁は制約され、入漁実績も低くなったという事情もある。外国水域で操業できない分が暫定措置水域に集中するようになった。

暫定措置水域は共同利用水域といっても、現実には漁業優勢国が独占的に利用し、他国の漁船を寄せ付けなくしている(例えば、中国漁船が密集している漁場に他国の漁船が割り込むことは極めて困難である)。日韓の暫定措置水域では韓国が、韓中の暫定措置水域では中国が支配的な利用を行っている。暫定措置水域での共同管理はほとんど進展していない。漁業優勢国は新漁業秩序による自国漁業の打撃を緩和するために手に入れた措置を自ら放棄し、共同規制に乗り出すことはしないからである。漁業交渉の経過をみると、相互入漁における等量主義の実現が優先して扱われている。

4. TAC管理⁴⁾

韓国がTAC制度を導入した背景には以下の2点がある。

国連海洋法条約に基づいて実施した。国連海洋法条約の批准が1996年で、TAC制度が導入される1999年まで期間が空いたのは、漁業協定の動静が不明であったことによるものと思われる。日本や中国との漁業協定による漁場縮小と相互入漁に対応し、さらに許可制を中心とした漁獲努力量規制では過剰能力の削減、不法操業問題の解決が困難であり、資源の減少が進行していた。

日本の場合と同様、韓国もTAC制度が新漁業秩序の形成途上で導入され、また新漁業秩序が変則的であるため、TAC制度は中途半端な状態に置かれている。

1) TAC制度の整備

TACに向けて、1995、96年に水産業法及び水産資源保護令の改正、1998年にTAC管理に関する規則の制定を行い、制度を整備した。

1995年12月の水産業法の改正でTAC制度導入の根拠を設けた。「海洋水産部長官または道知事は、水産資源の保存及び管理のため特に必要であると認められた時、対象魚種及び海域を定めてTACを設定することができる」、「TACを定める時には対象魚種の資源状態を優先的に考慮し、他にもこの資源を漁獲する漁船勢力と自然・社会条件を考慮しなければならない」、としている。

続いて1996年に改正された水産資源保護令で、TAC制度の骨格を定めている。「長官は中央水産調整委員会の審議を経てTACの設定及び管理に関する基本計画を定める。基本計画の内容は、資源の保存及び管理に関する基本方針、対象資源の動向とTACに関する事項、漁業種類別・操業水域別・操業期間別TAC及びその管理に関する事項、魚種別TACの道別割当てに関する事項」、としている。

「長官は資源に関する適正な漁獲水準の評価とTAC設定のためTAC審議会を設けることができる」、「TAC対象漁業の種類などは、これらの資源を主に漁獲する漁業であって、漁業条件や資源の状態などを考慮して長官が告示する」、さらに、「長官または道知事は基本計画に従って業種別・市道別に施行計画を策定する」、「長官または道知事は対象資源の漁獲量合計がTACを超過する恐れがある時にはこれを公表しなければならない」、「長官または道知事は基本計画及び施行計画に従って漁業者別にTACを割当てることができる。割当てを受けた漁業者は長官または道知事にその漁獲量を報告しなければならない」、としている。

1998年4月に「TAC管理に関する規則」(海洋水産部長官令)が制定され、漁獲停止命令、TACの漁業者割当て、漁獲報告などについて細かく規定している。「長官または道知事は漁獲量の合計がTACの50%及び80%に達した時、また漁獲が短期間に著しく増大した場合にはこれを公表しなければならない」、「長官または道知事は割当量を超過したか、あるいはその恐れがあると認められる者に対して漁業停止命令を発して漁獲を停止するようにしなければならない」。

「長官が漁業者別にTACを割当てる場合には、業種別組合長または漁業関連団体長から所属漁業者別割当て計画書を受けて実施する」、「TACの割当てを受けた漁業者は、水揚げの度に産地委販場または消費地卸売市場の長を経由して、長官または道知事に漁獲実績報告を行なうと同時に、市場の長はその内容を漁業者が所属する業種別組合長または漁業関連団体長に通報しなければならない。そして、これら業種別組合長または漁業関連団体長は魚種別に漁獲実績を集計して長官または道知事に報告」する仕組みになっている。

2) TACの施行計画

TACは1999年から試験的に導入され、2001年からは一部魚種について本格実施されている。2003年現在の対象魚種は9種類である(以下、表6参照)。全魚種で本格実施するには、韓中日3カ国の協力体制が構築されることが必要であるとしている。TAC制度は新漁業秩序と深く関連しており、その対象水域は韓国のEEZおよび暫定措置水域としているが、

暫定措置水域の全域なのか一部なのかは明らかではない。また、回遊性魚の管理には日本、中国との協力体制が必要で、その場合は外国のEEZにも及ぶことがあるとしている。

対象魚種の選定基準は以下の3点で、いずれかに当てはまればよい。漁獲量が多く、経済的価値が高い魚種。韓国周辺水域で隣接国漁船と共同に利用する魚種。資源が減少して保存管理が必要であるか、または業種間の漁業調整が必

表 6. TACの進行状況

1999年度

業種	魚種	TAC 合計	当初	追加	漁獲量 (%)
大型まき網	サバ	133,000	133,000	-	152,640 (115)
	アジ	13,800	13,800	-	6,499 (47)
	イワシ	22,660	3,460	19,200	9,533 (42)
近海カゴ 未指定	ベニズワイ	39,000	36,000	3,000	25,249 (65)
	サワラ	8,000	8,000	-	

2000年度

業種	魚種	ABC	TAC	漁獲量 (%)
大型まき網	サバ	132,000-197,000	170,000	83,629 (49)
	アジ	3,500-9,200	13,800	9,376 (68)
	イワシ	17,000-34,000	22,600	661 (3)
近海カゴ	ベニズワイ	15,000-34,000	39,000	20,362 (56)

2001年度

業種	魚種	ABC	TAC	漁獲量 (%)
大型まき網	サバ	140,000-187,000	165,000	156,081 (95)
	アジ	11,000-13,400	10,600	9,335 (90)
	イワシ	7,300-22,000	19,000	125 (1)
近海カゴ 潜水器	ベニズワイ	13,000-28,000	28,000	19,319 (69)
	ウチムラサキ	-	9,500	6,051 (64)
村漁業	タイラギ	15,000-18,000	4,500	1,479 (33)
	済州島サザエ	1,700	2,150	1,938 (90)

2002年度

業種	魚種	ABC	TAC	CPUE	漁獲量 (%)
大型まき網	サバ	157,000-188,000	160,000	低下	142,365 (89)
	アジ	9,000-20,000	10,600	安定	10,600 (100)
	イワシ	17,000-21,000	17,000	低位	127 (1)
近海カゴ	ベニズワイ	13,000-25,000	28,000	低下	18,000 (64)
近海カゴ・刺網	ズワイガニ	1,000-1,300	1,220	変動	947 (78)
潜水器	ウチムラサキ	7,000-9,000	9,500	安定	5,648 (63)
	タイラギ	3,700-5,500	2,500	低下	1,752 (70)
村漁業	済州島サザエ	1,900-2,000	2,058	低下	1,965 (94)

2003年度

業種	魚種	ABC	TAC	CPUE	漁民要求
大型まき網	サバ	125,000-158,000	158,000	低下	
	アジ	7,000-10,500	11,000	安定	14,000
	イワシ	-	13,000	低位	13,000
近海カゴ	ベニズワイ	16,500-22,000	22,000	低下	25,000
近海カゴ・刺網	ズワイガニ	800-1,000	1,000	変動	1,083
潜水器	ウチムラサキ	9,460	9,000	低下	9,000
	タイラギ	3,500-5,000	2,500	安定	2,500
村漁業	済州島サザエ	1,630-2,170	2,150	低下	2,560
近海刺網・カゴ等	ガザミ	-	13,000	低下	14,000

注：ベニズワイとウチムラサキガイは地区別割当である。

資料：海洋水産部

要な魚種。日本の選定基準と似ているが、韓国の場合は科学的資料が必要とは書いていないし、「業種間の漁業調整が必要な魚種」も対象として、TACが漁業調整上の役割を担っている点が特徴である。

現在、対象となっている9魚種が選定された理由は、漁獲量が多く産業的比重が高い大衆魚種のサバ、アジ、イワシ。

資源の減少が著しく、保護が必要な定着性魚種としてベニズワイガニ、ウチムラサキガイ、タイラギ。漁場及び漁具紛争で漁業調整が必要なズワイガニ。漁具は刺網が中心であるが、カゴ（ベニズワイガニのカゴとは別）と紛争がある。

資源保護および操業競争の緩和が必要な魚種として西海岸北部のガザミ。道知事が資源保護が必要と認定した魚種として済州島のサザエ、となっている。以上の対象魚種は回遊性のまき網魚種、カニ類、貝類の3グループに分けられるが、日本では漁業者の自主管理に委ねられる沿岸魚種の貝類が対象になっていること、カニ類や貝類は実施地域が限定されていること、サバ、アジ、イワシは魚種名を特定していないこと、が特徴である。魚種名を特定しなくても大型まき網で獲れる魚種は固定しており、サバ類、マアジ、マイワシを指すという共通認識がある。

なお、日本のTAC対象魚と同一なのは、「サバ、アジ、イワシ」とズワイガニである。4魚種は相互入漁の対象でもあったが、ズワイガニは日本のEEZ（日本海）から閉め出されている。現在では「アジ、サバ、イワシ」、あるいはそれを対象とする大規模まき網が韓国の主要な相互入漁の魚種、漁業種類である。

対象漁業は漁獲量の多い漁業を主とし、漁獲量が少ない漁業は対象外としている。「サバ、アジ、イワシ」の場合は大型まき網だけが対象であり、漁獲量が少ない小型まき網や機船曳網（主対象はカタクチイワシ）は対象外である。当該魚種を漁獲する主力漁業に限定している点は、日本のTAC制度との大きな違いであり、実質性と管理効率を重んじたものになっている。

近海漁業13種類・23業種のうちTAC管理の対象外である漁業は多く、とりわけ底曳網類はいずれも対象となっていない。魚種でいうと、タチウオ、フウセイ、キグチ、イカ類などが対象になっていない。底曳網類、底魚類が対象から外れているのは、資源の減少が著しく管理の必要性が高くて、底曳網類は多様な魚種を漁獲する。魚種サイドからすると同一魚種を対象とする漁業種類が多様なため管理が難しい。

これら漁業・魚種は東シナ海・黄海が中心で、中国漁船との競合が著しく、韓国が独自に管理しても効果が期待できない、ことによるものと思われる。

3) TACの算定と割当て

TACの算定は、TAC審議会が資源の科学的調査、社会経済的要因、漁業条件・動向を勘案して現実的な線で行う。TACの算定にあたっては漁業者の意見を徴収している。

資源の調査・評価とABC（生物学的漁獲可能量）の算定は、水産科学院（旧水産振興院）が行う。大型まき網のサバ、アジ、イワシは水産科学院（釜山）、近海カゴのベニズワイ

ガニと刺網・カゴのズワイガニは東海水産研究所（江陵）、潜水器のタイラギは西海水産研究所（仁川）、潜水器のウチムラサキガイ及びガザミは南海水産研究所（麗水）、海女採取のサザエは済州資源造成センター（済州島）が行う。

ABCは最大値と最小値を出す、最大値がTACになる可能性が高い。漁業・行政側は高い数値を、研究者は低い値をとろうとするが、社会経済条件が勘案されて高い値がとられる。ウチムラサキガイとサザエについてはMSY（最大持続生産量）も算定される。TACの決定には漁獲実績（過去5年間）、CPUE（漁獲努力量あたりの漁獲量）、漁業の現状を考慮して決める。サバ、アジ、イワシはそれぞれのABCを算定し、そのうち大型まき網の割合を漁獲比率で計算する。

TACの割当ては過去3年間の漁獲量を主要な基準としている。業種別団体（ほとんどが水産業協同組合、略して水協）がある場合は業種別団体に、団体がなければ、団体に所属していない場合は道に配分する。大型まき網、潜水器、カゴ・刺網には業種別団体または協議会がある。協議会は地区水協の業種別グループで構成される。道による配分は済州島のサザエだけである。

TACの漁業者別割当ては漁業者の自主が原則となっている。長官または道知事は、配分されたTACの70%以内で漁業者の自主決定に基づき漁業者（漁船）に割当てる。残り30%は操業実績を勘案して追加配分を行う。大型まき網の場合、70%を平等割当てとし、多く漁獲する人には残りを追加配分している。

4) TAC施行の経過と問題点

(1) TAC施行の経過

法制度が整備されて、まず、大型まき網のサバで1998年9月16日～10月30日に図上演習を行い、1999年から大型まき網など2業種、サバ、アジ、イワシなど5魚種について試験的運用に着手し、2003年は6業種、9魚種へと拡大している。

大型まき網では、1999年にサバの漁獲量がTACをオーバーしたし、2002年はアジの漁獲量がTACと同一になった。試験的運用ということで漁獲にストップをかけていない。TAC管理に関する規則には罰則規定がないし、試験的運用であれば漁獲停止命令を出しても効力はない。したがって、TACは資源の管理はおろか、漁業経営の改善にも繋がっておらず、漁業者の認識も低い。

大型まき網のイワシのように資源変動が非常に大きく、また副次的魚種の場合はTAC管理には多くの問題点を抱えている。大型まき網の3魚種については試験的運用を強化して本格実施に入るとしているが、日本、中国との協力体制が構築されることを見込んでいたのでまだ先のことになる。

1999年にサワラが対象になったが、他の漁業による混獲が多く、漁業別割当てが混乱して試験事業から除かれた。2001年度からベニズワイガニ、ウチムラサキガイ、サザエの3魚種が本格実施となった。本格実施となった条件として、外国漁船による漁獲がない、生物の移動性が低い、ウチムラサキガイとサザエは地域管理であり、ベニズワイガニは漁業者のまとまりが良い、ことがあげられる。

2003年からガザミが対象となった。延坪（ヨンピョン）漁場及び西海特定海域でガザミを主対象とする刺網（固定刺網、三重刺網を含む）とカゴ漁業について、北朝鮮との関係で秩序確立を目的としている。延坪島は北朝鮮との「国境」の島で、ガザミ（ワタリガニ）漁業を中心とする。北朝鮮の漁船が国境線を越えて南下することがあるので、軍事警戒の最前線となっている。

制度の整備が進んだ。1つは、2000年度からオブザーバー制度が導入された。オブザーバーは漁獲量の把握、基礎資料・統計の収集を担当する。2つ目は、自主的禁漁期（ベニズワイガニは7月25日～8月24日、ガザミは7～8月が禁漁期）がTAC制度の中に組み込まれた。3つ目は、サザエとズワイガニは、操業期間が年次を跨ぐので、11月に開かれるTAC審議会を待たずに仮承認する制度が出来た。TACを暦年ではなく、操業期間に合わせるようになった。済州島のサザエ生産量は、乱獲によって1980年代に激減した。そのため、沿岸漁業でありながらTACの対象となった。サザエは操業期間が10～6月（海女漁業で潜水器はない）で、TACは過去3年間の漁獲量、漁民からの要求量、水産科学院の意見をもとに決定する。道知事が過去の漁獲実績などを考慮して6つの水協に70%を割当て、水協から100の漁村契（共同体）に割当てる。操業状況によって残り30%を追加割当てする。水協は経済団体であって漁業権管理機能はないので、管理団体である漁村契に配分するのである。個人に配分はしない。

事情はズワイガニも同様で、操業期間が11～5月であるため、TAC審議会の前に仮承認を受ける。漁法は近海刺網とカゴで、50余隻に限られる。配分は漁船別に過去の漁獲実績などを考慮して70%を割当て、残り30%は状況を見ながら追加割当てする。

TACと漁獲量の関係でいうと、両者が大きく乖離する大型まき網の3魚種を除けば、比較的「消化率」は高い。資源の状況、漁獲動向を踏まえてTACを毎年のように変更しているので、「消化率」が高くなるのは当たり前といえるが、試験的運用だと罰則規定がないということで漁民の要求が切実で過大なものになっていないからだともいえる。

大型まき網の3魚種の「消化率」は1%から115%まであって、浮魚の資源評価・予測の難しさを露呈している。

(2) TAC制度の問題点

TACの対象水域が不明確で、対象漁業・魚種が限定されるし、外国漁船も対象外とせざるを得ない。外国漁船（EEZ内）の漁獲分はTACから除外している。漁業協定による漁獲割当量は、日本との間では実質的に魚種別割当てになっているが（厳密には2005年から）、中国との間では中国の入漁船の大半が「曳網」であって、魚種別管理は非常に困難である。こうしたことを考えると、近海漁業でのTAC管理は困難な面が多く、沿岸漁業での資源管理や「漁業調整」で役割を果たしているといつてよい。

行政的強制（罰則）が伴わず、実効性が乏しいことから、漁業者の参加が消極的で、漁獲量の把握が円滑にっていない。以前、指定水揚げ港制度があったが、自由流通に反するというので、1994年末から順次、どこへ水揚げしてもよい

ことになって漁獲報告の精度が低下した。

TACの個別割当ては漁業者団体が主導して割当てることを原則としているが、その結果は均等割当てとなり、実際の漁船別漁獲量とは大きくずれている。本格実施に移行するには個別割当てと割当て後の調整手段を用意しなければならないだろう。

5. 減船事業⁵⁾

1) 減船事業の推移

減船事業は沿近海漁船を対象に1994年から始まった。直接の理由は、資源の減少、魚価の相対的な下落、労賃の高騰などによって沿近海漁業の採算性が悪化したこと。沿岸漁業で長い間問題になっている不法漁業や漁業秩序を害する恐れが大きい漁業を合法的なものに転換するためである。減船事業の背景として、同年の国連海洋法条約の発効、OECDやAPECからの市場開放要求、の2点があげられる。それで、2004年までの10年間に3,035隻、115,000トンの減船が計画された。

こうした減船事業は1999年以降、日本、中国との漁業協定によって漁場が縮小し、近海漁業が経営危機を迎えたことで、それを打開するためのものとなり、減船事業予算の大半がそこへ集中するようになった。韓日、韓中の漁業協定以前の減船事業を「一般減船」といい、国際規制が原因となる後者を「国際減船」と称している。

(1) 「沿近海漁業の構造調整事業」（一般減船）

沿近海漁船をMSY水準が回復するまで減船して、個別漁船の生産性の向上と生産費の節減を図る事業で、制度的には、1990年4月に農漁村発展特別措置法（農発法）が制定され、漁業構造改善の一環として漁船隻数の調整が規定された。水産業法にも漁業調整を図るために漁船の隻数、規模、設備、漁法の制限、または禁止ができる規定がある。

農発法施行規則で、農林水産部長官（当時）が指定できる漁業種類として、資源保護に大きな影響がある漁業、生産性が著しく低下して経営が悪化する漁業、輸入自由化およびその他の環境変化により競争力が著しく弱化する漁業、外国との漁業協定または国際漁業の変化などで漁業構造の改善が必要な漁業、をあげている。

1994～2004年の10年間で4,785億ウォンを使い、3,035隻を減船する。実際、2000年までに771隻（1,158億ウォン）を減船したところで、計画通りには進んでいない。補償については後述するが、補償基準は「国際減船」より劣る。

(2) 国際規制による漁業者支援事業（国際減船）

韓日、韓中漁業協定などの国際規制によって厳しい状況下に置かれた漁業者への支援事業で、「一般減船」とは別に1999年から推進されている（2004年まで）。根拠法は「漁業協定の締結による漁業者などの支援及び水産業発展特別法」である。申請できる者は、過去3年間のうち2年以上外国水域での操業実績がある漁船の所有者である。

主な支援対象は「一般減船」と同じだが、支援条件は「一般減船」より有利になっている。1999年と2000年の2年間の実績は701隻、3,743億ウォンであった。2004年までに完了予

定であるが、計画は2002年までしかない。

「国際減船」が加わったことで、「一般減船」の事業計画は当初計画の約半分にあたる1,594隻、2,226億ウォンに縮小された。「国際減船」の2002年までの計画は1,396隻、6,798億ウォンとなっていて、両者を併せると当初計画の隻数、金額とも上回る。とくに、金額は「国際減船」が近海漁業が中心で、漁船規模も大きいことから当初計画の2倍余に膨らんでいる。

表7で減船事業の進捗状況を見ると、1994～1998年の「一般減船」は沿近海漁船合わせて616隻、1,002億ウォンと事業規模はそれほど大きくない。このうち近海漁船は隻数は3分の1、金額では6割である。近海漁船は1995年の大型まき網に始まり、大型機船底曳網2艘曳き、近海あんこう網、潜水器漁業が中心であった。

表7. 沿近海漁船の減船事業（一般減船と国際減船）

	減船計画	94-98年	99-02年	実施率
総事業費 億ウォン	9,024	1,002	5,836	76
合計 隻	2,990	616	1,334	65
沿岸漁船 隻	712	397	43	62
近海漁船 隻	2,278	219	1,291	66
大型機船底曳網 1艘曳き	44	6	36	96
" 2艘曳き	276	80	181	95
大型トロール	59	3	44	76
東海区機船底曳網	12	-	4	33
東海区トロール	13	-	-	0
西南区機船底曳 1艘曳き	16	-	13	81
" 2艘曳き	14	-	9	64
大型まき網	83	41	24	78
小型まき網	27	-	-	0
近海釣り	252	3	253	102
機船船曳網	154	-	-	0
近海刺網	276	-	183	66
近海あんこう網	494	71	170	49
近海カゴ	304	2	222	74
近海延縄	211	-	152	72
潜水器	13	13	-	100

資料：海洋水産部

1999年からは「国際減船」が金額はもとより隻数も「一般減船」を上回るようになり、したがって近海漁船が中心となった。近海漁船の減船は1999年と2001年に多いが、前者は韓日漁業協定、後者は韓中漁業協定の発効に伴って増えたものである。主な漁業で見ると、大型機船底曳網2艘曳き、大型ト

ロール、近海刺網、近海延縄は韓日、韓中漁業協定でほぼ半数づつ、大型まき網は韓日、近海あんこう網は韓中漁業協定に伴う減船である。その他、近海釣り（イカ釣りが中心）や近海カゴは韓日漁業協定、西南区機船底曳網（1艘曳きと2艘曳き）は韓中漁業協定の影響が大きい。

2) 減船対象の選定と補償額の算定

業種選定の基準は、「一般減船」の場合は対象資源に比べて漁船隻数が過多と認められる業種のうち許可件数が許可定数を超過している漁業で、漁業の採算性が悪化しており、自主的な努力が行われているものとしている。減船対象漁船の選定は、当該漁業の業種別水協や協会などに委任している。

「国際減船」の場合は、20トン以上の近海漁船のうちで、漁業協定によって直接的な影響を受けている業種である。対象漁船の選定は、相手国のEEZ水域内で操業したことを確認した後、船齢や損害程度を助案して行政側が行う。

補償（減船支援）は物的被害額、営業権被害額、失業手当の3つに大別される（表8）。物的被害額は漁船・漁具などの残存価値評価額と解体費であり、営業権被害額は平均利益額の3年分とする。失業手当（全額国庫負担）は「一般減船」の場合、通常賃金の2ヶ月分、「国際減船」では6ヶ月分とする。

補償は、「一般減船」の場合、物的被害は全額国庫、営業権被害は国庫負担と残存者負担額をそれぞれ50%づつとしている。残存者負担分のうち30%は融資が可能である。大型まき網におけるような付属船は、物的被害額と営業権被害額はともに国庫負担と残存者負担額をそれぞれ50%にしている。

「国際減船」の場合、物的被害は「一般減船」と同じで、営業権被害は国庫負担90%、自己負担10%としていて、「国際減船」の方が支援条件は良くなっている。

3) 減船事業の意義と課題

韓国の減船事業は、国家補償の下で大規模に計画的に推進されていること、自国周辺水域の資源のMSY水準に合わせられていることは特筆に値する。韓国の場合、減船事業が沿近海漁業の構造改善事業の一環をなす点も特徴で、許可定数、許可方針と結びついている。

予め、問題点を指摘しておく。一方で、不法漁船が現に

表8. 減船事業の補償

	「一般減船」	「国際減船」
漁船・漁具の残存価値及び解体費	沿岸漁船：国庫80%、地方20% 近海漁船：国庫100%	国庫100%
営業権被害補償 平均利益額の3年分	国庫50%、融資30%、 自己負担20%	国庫90%、 自己負担10%
失業手当（国庫負担）	通常賃金の2ヶ月分	通常賃金の6ヶ月分

注：融資条件は5年据え置き、10年償還、年利4%。

存在しているのに許可漁船を減船することは漁業資源の回復にあまり効果がないし、関係漁業者に不満(不公平感)を抱かせる。不法漁業や資源に打撃を与える漁業を払拭するまでには至っていない、まき網にしる底曳網にしる網丈が長く、漁獲競争が著しい、大型トロールのように漁場規制を守らないなど、単なる制度的な対応では収まらない面がある。

減船の支援金額が少ないとか、評価額が実勢価額より低いといったことから、近海のまき網や機船底曳網では漁業者の積極的な参加がなかったり、あるいは実質的には廃業している漁船が対象となったりして、減船効果が弱まっている。同じく、水産物輸入の全面開放(1997年7月)やIMF体制(金融危機)の影響で競争力が低下し、廃業に直面した漁業者が減船事業による補償を期待して撤退を持ち越した例もある。生産性の低い、あるいは実質的に廃業している漁船を減船事業の対象にすることは、どこでもみられることだが、資源保護効果や残った漁船の生産性の向上という効果は割り引かれる。

こうした問題点もあるが、減船事業によって過剰漁船を削減し、許可件数を許可定数以内に抑える、また200カイリ体制に沿った漁船勢力・構成として経営体質の強化を図ったことの意義は非常に大きい。

適正漁船隻数を割り出した当時と今日とでは、漁船能力が違ふし、漁業の構成や漁業秩序も大きく変化している。こうした現状と資源の状況に合わせた第二次減船(2005年から)が課題として浮上してくる。韓中日の国際漁業秩序は過渡的・変則的ながらも2005年から新しい段階に入るし、漁業の国際競争力に大きく響くWTOのニューラウンドも予定されている。その場合、減船希望者を中心としたものから許可定数に合わせた減船、漁獲強度の強い沿岸漁業を大幅に減船する、「一般減船」の支援条件を改善することが論点となるに違いない。

6. 要 約

韓国の近海漁業は、1990年代後半以降、大きく減退している。資源の変動、輸入水産物の増加といった要因もあるが、資源の減少と日本、中国との漁業協定による漁場の縮小、それともなう減船事業が大きく影響している。漁業制度上、近海漁業に許可定数の網をかぶせ、漁船隻数だけであったにせよ、具体的な減船目標を数値で示したことは韓国漁業政策の特徴である。

漁業経営は、漁業収入が生産性や魚価の上昇に支えられて大幅に増加しているが、一方、漁業経費は漁業投資の拡大(とくに高馬力化)、労賃の高騰で漁業収入の上昇率を上回り、漁業利益率が低下している。そのうち、大型トロールの経営は順調であるが、対象魚種をスルメイカ(日本海)に転換し、指定区域以外で操業して他漁業との軋轢を生んでいる。

国際関係では、韓国漁業は日本に対して優位であるが、中国に対しては比較劣位という中間的な位置にある。漁業協定の締結で日本から規制される、中国漁船の進出に歯止めをかけることになったが、暫定措置水域、過渡水域の設定でその程度は緩和された。また、相互入漁の漁獲割当量は等量主

義が進行しているが、入漁実績は低水準にあつて、旗国主義に基づく暫定措置水域、過渡水域での漁獲競争が先鋭化した。それにしても、新海洋秩序の変則性と暫定性が韓国の漁業管理の大きな制約条件となっている。

韓国のTACは、1999年から試験的に導入され、現在9魚種に拡大している。ただし、魚種毎の全量管理ではなく、主要漁業に限定しており、対象地域を限っている場合もある。管理目標も資源管理というより漁業調整上の役割を担っている場合も多い。本格実施に移行したのはカニと貝類の3種類だけで、他は試験段階に留まっており、操業停止命令が出されたこともないし、罰則規定もない。本格実施にあたっては中国、日本との協力が必要となる、個別割当て制度をとっているが形式的で、本格実施となるとその補償体制を整備する必要がある、といった多くの課題を抱えている。

減船事業は1994年から資源の状況に合わせ、沿岸漁船と近海漁船を対象にした「一般減船」が始まり、1999年から国際規制に伴う近海漁船の「国際減船」が加わった。ともに2004年までの計画で、生産性の向上と国際競争力の強化を目指している。国家計画のもとで大幅な減船と大規模な漁業構造の再編が進んでいる。韓国の漁業管理政策の最大の目玉事業といえよう。

韓国の沿近海漁業は2005年には新しい段階を迎える。東北アジアの200カイリ体制は暫定的でありつつも一部修正される。中国との過渡水域が解消されてEEZに編入される、日本、中国との相互入漁では等量主義から縮小均衡に向かい、暫定措置水域の共同管理が重視されるようになる、またそれらに合わせてTACの本格実施、第二次減船事業が課題となる。その段階では、近海漁業の業種の統廃合、沿岸漁業との操業区域調整も課題となるだろう。

本稿は、科学研究費基盤研究(B)(1)「新漁業秩序の形成と漁業管理に関する研究」(代表者は片岡千賀之、2001~2004年度)による成果の一部である。

注及び文献

- 1) 全般的には、金 炳浩「韓国沖合漁業の漁業事情に関する報告」『我が国東シナ海漁業における「輸出市場」の展望に関する調査研究、韓国の漁業事情に関する動向把握及び情報収集』(2002年3月、芙蓉海洋開発株式会社、下関水産市場研究会)、李 光南「韓日中間の漁業資源の管理問題と展望」『地域漁業研究 第42巻第1号』(2002年1月)を参照した。
- 2) 韓国の漁業については、時村宗春・大滝英夫・金 大永『韓国の漁業』(海外漁業協力財団、平成10年11月)35~42ページを参照した。
- 3) 韓日・韓中漁業協定については金 大永・片岡千賀之『東シナ海・黄海における国際的漁業再編』(長崎大学、1999年4月)、金 栄球「韓中漁業協定と韓国の当面の課題」(国会海洋フォーラム朝食講演、2001年4月、ハンブル)を参照した。
- 4) TAC制度については、海洋水産部「総許容漁獲量

(TAC) 制度基本計画及び2001年度施行計画」(2000年12月), 海洋水産部「総許容漁獲量 (TAC) 制度基本計画及び2003年度施行計画」(2002年12月), 海洋水産部「2003年TAC基本計画」(以上, ハングル), 柳 廷坤・辛 英泰・鄭 民生・崔 聖愛「総許容漁獲量 (TAC) 割当て制度の運営方案に関する研究」(海洋水産開発院, 1997年12月) 108pp.を参照した。

5) 減船事業については, 海洋水産部「2002年国際規制による漁業者支援事業執行指針」, 海洋水産部「2003年沿近海漁業構造再編事業執行指針」(2003年1月), 海洋水産部「沿近海漁業構造再編総合対策」(以上, ハングル), 金 炳浩・辛 英泰「韓国沿近海漁業の再編」地域漁業学会編『漁業考現学 - 21世紀への発信 - 』(農林統計協会, 平成10年) を参照した。